

MCH支援サービスのご提供条件（R版用）

サービスのご提供条件は以下のとおりです。

第1条 契約の内容

1. IASCはお客様に対し、MICRO CADAMおよびMICRO CADAM Helixならびにそれらとの関連オプション(これらを総称して、以下「MC」という。)に関する支援サービス(以下、「サービス」といいます。)を本契約および添付の別紙ならびにMCH支援サービス仕様書(以下、「仕様書」という。)の内容に従って提供します。ここでいう「お客様」とは、MCのライセンスを有し、実際にお客様ご自身の「業務」にご使用になっている方になります。本ご提供条件と別紙および「仕様書」の内容が矛盾する場合は、別紙および「仕様書」が優先されます。「仕様書」と別紙の内容が矛盾する場合は、別紙が優先されます。

2. 本契約は、使用許諾権者から正当に使用許諾されている「MC」に対する支援サービスです。

3. 「サービス」を利用してお客様が行う「業務」は、お客様の管理・監督のもとにお客様の責任において完成されるものとします。

4. 本契約は準委任契約であって、仕事の完成を目的とした請負契約ではありません。

5. IASCは特定の法人との間に「IBM/IASCビジネス・パートナー」(以下、「BP」といいます。)として「IBM/IASCビジネス・パートナー契約書(サービス取引)」(以下、「BP契約」といいます。)を締結しております。お客様が本ご提供条件に基づいて「BP」に「サービス」をご注文された場合、IASCは本ご提供条件に基づいてお客様に「サービス」を提供します。ただし、IASCは以下のことについては責任を負いません。

1) 「BP」の行為

2) 「BP」がお客様に対して負う「本ご提供条件」以外に追加された義務

3) 「BP」とお客様が独自に締結された契約書に基づき、「BP」が提供した製品またはサービス

何らかの理由で「BP」とIASCとの間の「BP契約」が解約または終了した場合には、IASCよりその旨文書にてお客様にお知らせするものとします。この場合、お客様は「サービス」の提供を継続して受けるため、次のうちいずれかを選択するものとします。

1) 本契約に基づく「サービス」の注文先をIASCにより承認された他の「BP」の中からお客様が選択し変更する(ただし、その場合、お客様は選択した「BP」と本契約と同内容の契約を締結するものとします。

2) 本契約に基づく「サービス」の注文先をIASCに変更する。

第2条 契約期間

1. 「サービス」の契約期間は表紙記載の「サービス開始日」より1か年とします。ただし、期間満了の1か月前までにお客様またはIASCが書面により更新をしない旨を通知した場合を除き、契約期間は1年間延長され、その後も同様とします。

2. お客様が「サービス」について本契約書に押印を行い、IASCまたは表記「BP」がお客様から受領したとき、お客様とIASC、またはお客様と表記「BP」およびIASCは「本ご提供条件」に合意したことになります。

第3条 料金および支払

1. 「BP」にご注文された場合

お客様が「BP」から「サービス」を取得された場合には、「BP」が料金および料金に関する条件を設定します。お客様は直接「BP」にお支払いすることになります。

2. IASCに直接ご注文された場合

1) 「サービス」に対する料金は、「サービス」の種類に従って、月額料金で設定され「サービス料金」として表記に記載されます。月額料金は、「サービス開始日」より起算され請求されます。解約時1か月に満たない月の料金も月額料金全額をお支払いいただきます。お客様へは、月払いと年一括払いのうち契約時に選択された方法で、請求され、次年度も同様となります。

2) 契約期間中、「サービス料金」の変更を伴う契約内容の変更がなされた場合、IASCは、期間満了時までの月数分を精算いたします。

3) お客様には、料金を請求書の日付から30日以内にお支払いいただきます。

第4条 サービスの変更

1. お客様は本契約に添付されている別紙の記載事項に変更が生じる場合は、速やかにIASCもしくはIASCと表記「BP」両社に通知するものとします。IASCが文書その変更同意することにより、変更を行えるものとします。変更が「サービス料金」に影響する場合、お客様はIASCもしくはIASCと表記「BP」に、変更希望日の1ヶ月前までに、書面により通知するものとします。ただし、サービス追加の場合は、その限りではありません。

2. 前項により新たに設定される「サービス」および変更実施日は、IASCの変更確認書によりお客様もしくはお客様と表記「BP」両社に通知されます。「サービス料金」については、ご注文先からお客様に通知されます。当該確認書は本契約の一部を構成します。

第5条 資料の権利等

1. 本契約に従ってお客様に納入され、または「サービス」の提供にあたって使用される文書、資料、プログラム(別契約のもとで提供されるプログラム製品を除きます。)その他の著作物(以下「資料」といいます。)のうち、お客様のためだけに創作されたものの著作権は、お客様に帰属します。ただし、IASCはお客様に帰属する当該「資料」を「使用」(プログラムについては、機械に読みこませ、実行すること、その他の資料については、現存のまま閲覧・参照すること)をいいます。以下同じ。)、複製、二次的著作物作成その他の形式で利用し、他に使用許諾する国内外における取消不能の無償の使用権を有します。

2. IASCが提供する既存の資料の著作権は、IASC、IASCの関連会社または第三者に留保されるものと、別に書面で合意している場合を除き、お客様は、既存の「資料」をお客様の業務処理目的に限り「使用」できます。前項のお客様に帰属する「資料」に既存の「資料」の一部または全部がそのまま、または変更して組み込まれた場合、この既存の「資料」の著作権の帰属は、何ら影響を受けないものとし、お客様は前項のお客様に帰属する「資料」について、取得した権利の行使に必要な範囲でこの既存の「資料」を利用する使用権を有します。

3. 別契約のもとで提供されるプログラム製品の修正、改変、翻案等の作業が「サービス」に含まれる場合、これらの作業により作成されたものに対するお客様の権利について、別契約による当該プログラム製品についての使用権の規定が適用されます。かかる場合、お客様は当該プログラム製品の権利者より、IASCが「サービス」を提供するために必要な許諾を得ているものとします。

4. 本条で別に定める場合を除き、当事者が本契約の履行に伴い取得したいかなる知的所有権についても、かかる当事者は、相手方当事者に対し何ら対価を支払うことなく、またその同意を得ることなく、自己の権利を利用、実施、許諾、または譲渡できるものとします。

第6条 機密情報

本契約の当事者間で取り交わされる情報は、別途IASC所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。

第7条 責任の制限

1. IASCの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、IASCの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生時の直接原因となった当該「サービス」の料金相当額(月額料金の12か月分に相当する金額)を限度とする金銭賠償に限られます。

2. IASCはいかなる場合にも、IASCの責めに帰すことのできない事由から生じた損害、IASCの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラムなど無体物の損害および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負いません。

第8条 解約

1. お客様は、IASCに直接ご注文された場合、IASCに対する1か月前までの書面による通知およびIASCの指定する処理を行うことにより、「サービス」を解約することができます。「BP」に発注された場合、「BP」およびIASC両社に対する1ヶ月前までの通知があり、かつお客様においてIASCの指定する処理を行ったことが両社間で確認された場合に解約できます。

1) 「月額料金サービス」

「サービス開始日」より1か年経過した後はいつでも。

「サービス対象機械」が設置場所から撤去され、かつ使用中止となったとき。

「サービス対象プログラム」の使用許諾契約を解約したとき。

2) IASCに直接発注された場合、IASCはお客様から受領済みのサービス料金のうち残存期間分を返還します。「BP」に発注された場合は、「BP」から設定された条件となります。

2. IASCは、お客様もしくはお客様と表記「BP」への3か月前の書面による通知により、個々の「サービス」を解約できます。この場合、IASCは受領済みの「サービス料金」のうち残存期間分を返還します。

3. お客様またはIASCに契約の条件違反その他契約を継続しがい重大な事由が生じた場合には、相手方は相当期間を定めてその是正を催告するものとし、この期間内に是正されない場合には、本契約を解約できます。

4. お客様またはIASCは、相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは書面による通知をもっていつでも本契約を解約できます。

第9条 その他

1. お客様は、自己の業務処理のために「サービス」の提供を受けるものとし、IASCの書面による事前の同意が無い限り、本契約および本契約上の権利・義務を第三者に譲渡または移転することはできません。

2. IASCは、お客様もしくは表記「BP」に対する3か月前の書面による通知により、月額料金および本契約の条項を変更することができます。この場合お客様は、IASCに対する1か月前の書面による通知により、本契約を解約し、かつお客様より通知がなされたときまでにすでに合意された個々の「サービス」につきその受領を中止することができます。なお、お客様には解約前に提供された「サービス」に対しては料金をお支払いいただきます。

3. IASCは、IASCが選択する第三者(以下「従契約者」といいます。)を使用して「サービス」を提供することがあります。

4. 本契約の履行に伴い、提供されまたは開発されたアイデア、コンセプト、ノウハウまたは技法は、いずれの当事者も相手方の工業所有権および著作権の制約に従うことを条件に、自らが適当と考える方法でこれを使用できるものとし、いずれの当事者も「資料」およびその他の納入物と同種または類似の開発を妨げられないものとします。

5. 本契約に基づいていかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には、時効により消滅します。

6. 「サービス」の提供に関連して、IASCの提供するデータは、IASCが信頼できるとみなした原資料から作成されたものですが、IASCは、その正確性、完全性または有用性について保証するものではありません。また、お客様による「サービス」の使用結果はお客様の責任とさせていただきます。

7. 「本契約」は「本契約」の対象となる事項に関する当事者間の完全かつ唯一の合意であり、「本契約」の対象となる事項に関する当事者間の従前の口頭もしくは書面による意思表示に代ります。

8. 「サービス」については、法律上の瑕疵担保責任を含めいかなる明示もしくは暗示の保証もありません。

9. 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。